

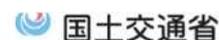
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について

1 事業評価について

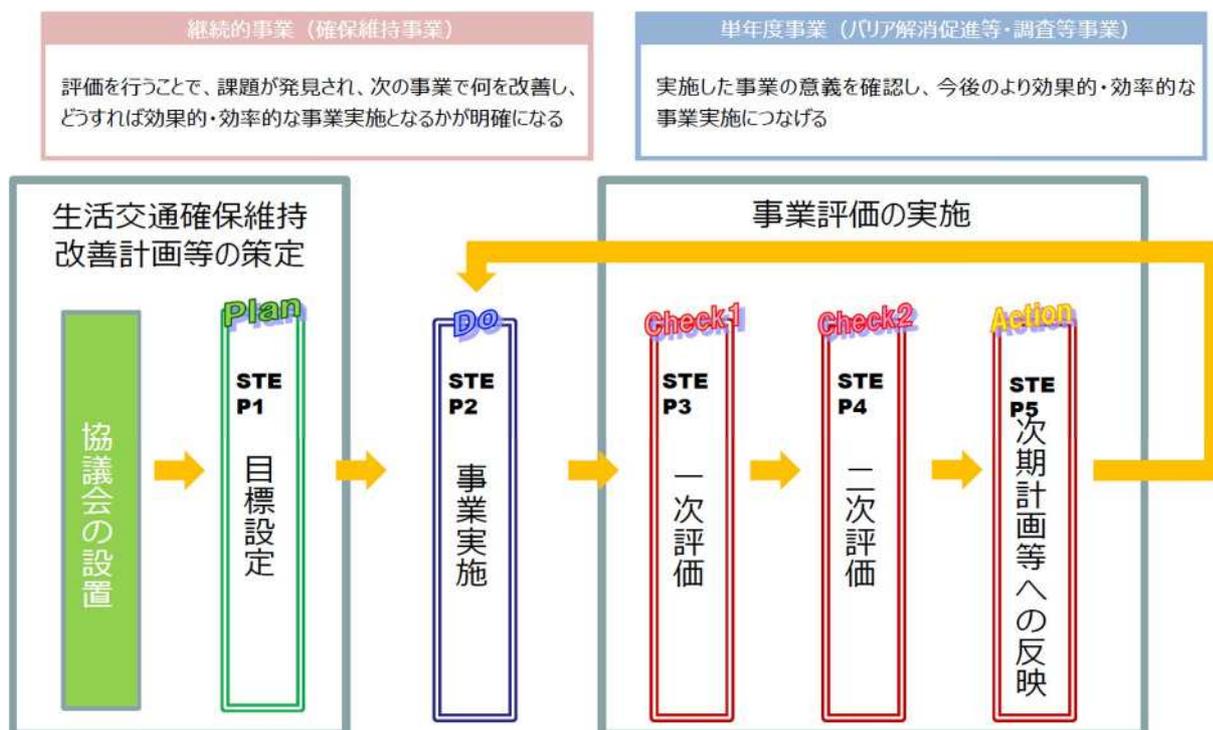
国交省の地域公共交通確保維持改善事業による認定を受けた事業は、年度ごとに徳島県地域公共交通協議会で実施状況の確認、評価を行い、国に報告を行うこととなっています。

2 事業評価の流れ

事業評価制度とは ①



地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度又は将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するもの



以上のうち、今回は、「一次評価」を行うものです。

3 事業目標と評価内容について

- (1) 生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画に基づく事業
(資料②-1、資料②-2 関連)

令和6年度のフィーダー系統バスの運行実績について、以下を目標に設定し、A～Cの3段階の評価指標をもとに作成しています。

[効果目標]

(フィーダー系統バスの運行)

- 町民等の公共交通の利用者数の著しい減少傾向に、歯止めをかけることを目標とする。
※全系統の合計輸送人員の減少を▲1.0%程度に抑える。
- 公共交通事業の収支について、令和5年度から働き方改革等により経常費用が急増しており、歯止めをかけることを目標とする。
※各系統について、対前年比で収支の減少を▲1.0%程度に抑える。

[評価指標]

- A：事業が計画に位置づけられた目標を達成した
- B：事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった
- C：事業が計画に位置づけられた目標を達成できなかった

(2) 事業実施と生活交通確保維持改善計画（又は地域公共交通計画）との関連

(資料③関連)

地域住民の日常生活の大きな支えとなっているフィーダー系統バスの運行にあたり、地域公共交通確保維持事業を活用することの目的や必要性について報告するものです。